

* 地区計画の区域内における行為の届出書の記入方法及び添付図面について *

注意事項

- 1 届出書は、行為に着手する日の 30 日前までに御船町役場建設課都市計画係へ1部提出してください。
- 2 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 届出書中の該当事項を○で囲み、その他は地区計画の内容に照らして必要な事項を記入してください。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書により行うことができます。
- 5 届出書には、下記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を必ず添えてください。

<添付書類> 各1部

名 称	内 容
地区計画の区域内における行為の届出書	指定様式
位置図	申請地が特定できる図面
配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/100 以上建物配置寸法は外壁面から各境界線までの距離を記入する。 ・垣・柵等の工事を行う場合は、その位置、延長、種類等を記入する。 ・敷地面積及び容積率、建ぺい率確認ができるように図面に明記すること。 ・雨水・汚水排水の経路を図面に明記すること
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/100 以上 ・建築面積、床面積のわかるもの。
立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/100 以上 ・最高高さ、最高軒高を明記すること
構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は適宜 ・壁・フェンス等の断面図等、制限内容に適合することが確認できる図面
その他	地区計画の制限に適合することが確認できる図面